

平成 29 (2017) 年度 4 月入学 東京大学大学院情報理工学系研究科 大学院外国人研究生出願要項

大学院外国人研究生制度とは、外国人であって、本研究科において、指導教員の指導のもとに特定の研究事項を研究しようとする者のための制度である。

この制度では、学位・資格等は得られない。

1. 出願資格

本研究科大学院外国人研究生として入学できる者は、外国籍を有する次の者である。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年間の課程を修了した者及び平成 29 (2017) 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (2) 外国において学校教育における 15 年間の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた者
- (3) 外国の大学その他の外国の学校（注 1）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（注 2）により、学士の学位に相当する学位を授与された者または平成 29 (2017) 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (4) その他、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者

(注 1) その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。

(注 2) 当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。

2. 出願期間

入学時期	出 願 期 間	選考結果通知時期
平成 29 年 4 月	平成 28 年 11 月 1 日 (火) ~ 平成 28 年 11 月 30 日 (水) (必着)	平成 29 年 1 月下旬

* 出願期間を過ぎた場合は受け付けない。

3. 出願方法

大学院外国人研究生として入学を希望する者は、指導を受けたいと希望する教員と連絡をとり、その教員の内諾を得た上で、(2)の書類をそろえて出願すること。

- (1) 提出先および提出方法

東京大学大学院情報理工学系研究科国際交流室へ持参又は書留郵便で提出すること。

(2) 提出書類

- ① 「大学院外国人研究生入学願書」(本研究科所定様式)
- ② 「研究計画書」(本研究科所定様式)
- ③ 出身大学の「卒業証明書」(出身大学で証明書を発行しない場合は、原本のコピーに、出身大学の印を押したもの。)
- ④ 出身大学の「成績証明書」(出身大学で証明書を発行しない場合は、原本のコピーに、出身大学の印を押したもの。)

- ⑤ 出身大学の学科主任教授又は指導教員の「推薦書」(日本文又は英文。入学願書提出締切前6か月以内に作成されたもの。)
- ⑥ 「日本語能力申告書」(本研究科所定様式)
- ⑦ 「留学計画書」(本研究科所定様式)
- ⑧ 住民票の写し(出願時、日本に在住している者は入学願書提出締切前3か月以内に取得した原本を提出すること。在留カードまたは外国人登録証明書(カード)のコピー不可。)
- ⑨ その他の書類・・・専攻によっては、上記以外の書類の提出を要求することがある。

4. 選考方法

選考は、提出された書類により審査のうえ、本研究科で決定する。なお、口述試験等を行う場合がある。

5. 入学時期

平成29年4月1日

6. 在学期間

在学期間は、1年間とする。ただし、研究上の必要により研究期間の延長を研究期間終了前までに研究科長に願い出たときは、1年毎に通算3年を限度として許可することがある。

7. 注意事項

- (1) 提出書類は、原本(オリジナル)を提出すること。(コピー不可)
原本証明のない証書のコピーは受理しない。
- (2) 提出期限までに所定の書類が完備しない願書は受理しない。出願手続後は、どのような事情があっても、書類の返却はしない。
- (3) 選考の結果及び入学許可は、本人宛に通知する。
なお、電話による合否についての照会には一切応じない。
入学許可者には、入学時期、入学手続期間、入学手続書類等について通知するので、所定の期間内に必要な手続を行うこと。

